

— 海外療養費の申請をされる場合のお願い —

被保険者であるご本人、またはその扶養ご家族が海外において、負傷したり、疾病にかかった場合の費用を申請いただく際は、以下の書類をご提出ください。

1. 【申請手続に必要な申請書および様式】

- ・療養費・家族療養費支給申請書・・・〔様式1〕
- ・診療内容明細書(医科)・・・〔様式2-1〕
- ・診療内容明細書(歯科)・・・〔様式2-2〕
- ・領収明細書・・・〔様式3〕
- ・診療内容の概要・・・〔様式4〕
- ・治療状況届・・・〔様式5〕
- ・調査に関わる同意書・・・〔様式6〕
- ・海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート等）の写し
パスポート（氏名の頁、滞在国の入国あるいは出国の押印が確認できる頁）

2. 【記入上の注意事項】

- ・「診療内容明細書〔様式2〕」および「診療内容の概要〔様式4〕」は担当の医師、「領収明細書〔様式3〕」は医師または病院事務長に証明してもらってください。また、「診療内容の概要〔様式4〕」については、日本語で翻訳のうえご提出ください。（ご本人の翻訳でも結構です。）
- ・各月毎、入院・外来・歯科別に作成して申請ください。（申請書および各様式については、必要部数コピーしてご使用ください。）
- ・「治療状況届〔様式5〕」については、算定の際必要となりますので、ご本人が詳細にご記入ください。

3. 【申請における注意事項】

- ・療養の費用については、国内の保険診療の範囲内の「国内療養費」におきかえて算定し、算定額の7～9割を支給します。（支払った費用が算定額を下回る場合は、その額の7～9割）
したがって、海外で支払われた医療費との差異が生じる場合がありますが、ご了承ください。
- ・後日、算定上、当健保から「治療状況届」の内容についてお問い合わせする場合がありますのでご協力ください。
- ・不測の事態に備え、渡航時に上記申請用紙の持参をおすすめします。

【お問い合わせ】

九州電力健康保険組合
適用・給付係
TEL 092-726-1605